

## 平成24年度山梨県学校給食モニタリング事業実施要領

### (趣旨)

第1条 東日本大震災における原子力災害により放射性物質が拡散し、農作物等への影響が生じており、学校給食においても、安全・安心の確保が求められている。

本事業は、児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食一食全体について事後検査を行うものである。

### (事業者)

第2条 山梨県教育委員会（以下「県教委」）は、文部科学省の委託を受けて、学校給食関係者で構成する調査委員会を設置して、具体的な調査方法、結果の公表、放射性物質が検出された際の対応等を決定した上で、検査を実施する。

### (検査機関)

第3条 県教委は、民間の検査機関（以下「委託検査機関」）に、検体の回収、前処理（検体の細切）・検査・廃棄等の業務を委託する。

### (分析方法)

第4条 分析方法は、ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法とする。

### (検査項目)

第5条 検査項目は、放射性ヨウ素、放射性セシウム134及び137とする。

### (検査対象)

第6条 検査対象は、本事業による検査を希望する市町村（組合）教育委員会「以下（市町村）」とする。市町村は、市町村内の1校（又は調理場）を検査対象校として選定する。

### (意向調査)

第7条 県教委は、各市町村に、本事業による検査実施の意向を、適当な時期に調査する。

### (検体及び検査回数)

第8条 1回当たりの検体は、市町村が児童生徒に提供した1週間分の給食とする。検査回数は延べ70回とし、県教委は、検査を希望する市町村数及び当該市町村の児童生徒数等を勘案して、各市町村に検査回数を配分する。

ただし、県内2か所における一定期間の検査結果を文部科学省に報告する必要があるため、県教委は、国中及び富士・東部地域の各1市町村の検査回数は、各8回（週間分）以上とする。

(検査実施期間)

第9条 検査実施期間は、平成24年9月から平成25年2月までとする。

(各市町村の検査実施時期)

第10条 各市町村の検査実施時期は、原則として連続した週とし、県教委が地域等を勘案して選定する。

ただし、当該校又は調理場の都合がつかない場合は、県教委は、他市町村の時期と調整することとする。

(検体の準備)

第11条 各市町村が選定した学校又は調理場は、各日1人分の給食を提供した日別に、検査委託機関から予め配布された保存用袋に、ミキサー等で細切しない状態に入れて、冷凍保存する。

(検体の回収)

第12条 委託検査機関は、検査対象の学校又は調理場に、回収する期日・予定時刻を事前に連絡した上で、当該週の金曜日(週最終日)又は翌週の月曜日(週の初日)に、検体を回収する。

(検査方法及び結果等の説明)

第13条 市町村は、本事業の検査方法及び結果等について、必要に応じて保護者等に説明することとする。

(検査結果の公表)

第14条 委託検査機関は、県教委並びに当該市町村に検査結果を報告する。これを受けて、県教委は随時ホームページで公表する。

(検査結果による対応)

第15条 検体の給食から放射性物質が検出された場合、次の対応を行う。

- 一 県教委及び当該市町村は、喫食による内部被ばく線量を算定する等により、児童生徒への影響について確認する。
- 二 当該市町村は、使用した食材の産地、流通等を確認し、放射性物質が検出された起因となる疑いがある食材の把握に努めるとともに、今後の食材の選定に一層留意する。  
県教委は、県関係部局と連携し情報を収集した上で、当該市町村に必要な情報の提供や助言を行う。
- 三 県教委は、必要に応じて、学校給食衛生管理基準に基づき保存している食材の中から、放射性物質が検出された起因となる疑いがある食材を、前号の調査を基に選定の上検査を実施して、可能な範囲でその食材の特定に努める。

(その他)

第16条 この要領の定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成24年8月2日から施行する。

(準備行為)

第2条 本則第7条の規定による意向調査については、この要領の施行前に行うことができる。